

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 廃棄物埋設施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2208232 号
令和 4 年 8 月 23 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 3 月 31 日付け令 03 原機（科保）100（令和 4 年 6 月 28 日付け令 04 原機（科保）064 及び令和 4 年 7 月 22 日付け令 04 原機（科保）070 をもって一部補正）をもつて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 1 条の 1 8 第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 1 条の 1 8 第 2 項第 1 号に定める廃棄物埋設事業の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 1 条の 1 8 第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 1311278 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 1 条の 1 8 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 施設管理の運用に係る規定の変更

- ① 品質マネジメント活動の一部として実施している施設管理の有効性評価について、独立した規定として明確化する。
- ② 保全文書の策定に係る要領書を品質マネジメント文書として追加する。

2. 調達管理の改善に係る変更

原子力科学研究所における調達管理の一元化を行うため、品質マネジメントシステム

文書を変更するとともに、調達に係る管理要領を定める者、所管部署及び調達プロセスに係る行為者（以下「調達プロセスに係る行為者等」という。）を変更する。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５１条の１８第２項第１号

規制庁は、本申請について、品質マネジメントシステム等が廃棄物埋設事業の許可又は変更の許可を受けた本廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第５１条の１８第２項第１号に定める廃棄物埋設事業の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５１条の１８第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。)第20条第1項各号に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５１条の１８第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

Ⅲ－２－１. 施設管理の運用に係る規定の変更

１. 第二種埋設規則第２０条第１項第２号（品質マネジメントシステム）

第二種埋設規則第２０条第１項第２号に関する審査基準は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその２次文書、３次文書等といった品質マネジメントシステムに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていることを求めている。

規制庁は、保全文書の策定について、要領書を品質マネジメントシステムに関する２次文書として追加し、当該要領書を品質マネジメント文書体系の下で管理することが定められていることを確認したことから、第二種埋設規則第２０条第１項第２号に関する審査基準を満足していると判断した。

２. 第二種埋設規則第２０条第１項第１７号（廃棄物埋設施設の施設管理）

第二種埋設規則第２０条第１項第１７号に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「保安措置等ガイド」という。）を参考として定められていることを求めている。

規制庁は、品質マネジメント活動の一部として実施している施設管理の有効性評価について、保安措置等ガイドを参考にして保安規定の独立した規定として定めるとしていることを確認したことから、第二種埋設規則第20条第1項第17号に関する審査基準を満足していると判断した。

Ⅲ－２－２．調達管理の改善に係る変更

第二種埋設規則第20条第1項第2号に関する審査基準は、品質マネジメントシステムについては、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）等を踏まえて定められていること、具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物埋設施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質マネジメントシステムに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第二種埋設規則第20条第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 既認可の保安規定に位置付けられている品質マネジメント計画の調達管理を、原子力科学研究所組織全体として一元化するために、調達プロセスに係る行為者等を変更するものであること
- ② 既認可の保安規定に位置付けられているバックエンド技術部の要領書を、原子力科学研究所組織全体の要領書として一元化するために、文書名及び承認者を変更するものであること

なお、上記のほか、品質マネジメントシステム文書の名称の変更など、必要な記載の適正化が行われていることを確認した。